

著作権法改正に関する要望事項

（経済産業省）

要望事項	著作権及び著作隣接権侵害の罪における懲役刑と罰金刑との併科
要望の趣旨	著作権及び著作隣接権侵害の罪における罰則規定において、現行法では「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」（法人の両罰規定においては法人重科の定めあり）とされているが、権利侵害に対する罰則を強化するとの観点から、懲役刑と罰金刑との併科を選択できるようにする。
改正条項	第119条
改正内容	第119条を以下のとおり改正する。 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、 <u>又はこれを併科する。</u>
改正を必要とする理由	<p>（1）問題の所在 現行法では、著作権及び著作隣接権侵害の罪につき、罰金刑と懲役刑とのどちらかを選択しなければならないため、懲役刑が相当であると判断された場合には公判請求され、罰金刑は科せられない。他方、罰金刑が相当であると判断された場合には、実務的には略式手続の請求がなされることが多い。 このため、個人に罰金刑が科せられる場合には、著作権法が定める法定刑の上限ではなく、刑事訴訟法により略式手続において科すことのできる罰金刑の上限（50万円）が、実質的には罰金額の上限となっている。</p> <p>（2）法改正の必要性 著作権及び著作隣接権侵害は、営利を目的として大規模に行われることが少なくなく、犯人に大きな経済的利得をもたらすことがあることに照らすと、懲役刑と罰金刑との併科を選択し、公判請求される事件においても、個人に対し罰金刑を科すことができるように改正し、著作権侵害に対する罰則を強化し、違反行為の抑制と再発の防止に対する実効性を高めるべき。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	特になし
その他 （関係団体の名称）	社団法人 日本映像ソフト協会

等)	
----	--

担当者氏名・役職 連絡先	經濟產業政策局知的財産政策室 (03-3501-3752) 調整一係長 中村良子
-----------------	---